

審 議 資 料

項目：生態系（生物の生育・生息基盤、水循環、生物・生態系、緑）

担当：輿水委員

意 見

【生物の生育・生息基盤】

- 1 地上部及び人工地盤の植栽計画を明らかにするとともに、人工地盤の下部空間についてもわかりやすく図示すること。

【生物の生育・生息基盤】

- 2 周辺のまとまった緑との連携を図った植栽を施す計画としていることから、生物の生育・生息基盤の観点において、どのような連携を図るのか具体的に示すこと。

【水循環】

- 3 地下水位の変動について、必要に応じて地下水位のモニタリングを実施する計画としていることから、フォローアップ調査等により状況を報告すること。

【水循環】

- 4 敷地の大部分が人工地盤等で覆われることから、地下水涵養能が維持されるよう雨水浸透施設の適切な配置と管理を行い、より一層の地下水涵養に努めること。

【生物・生態系】

- 5 計画地及びその周辺で注目される種が確認されていることから、フォローアップ調査等において、事業の実施に伴う影響を周辺の状況も含めて確認し、必要に応じて一層の環境保全措置を講じること。

【生物・生態系】

6 植栽後の樹木の状況、維持管理の実施状況について確認し、必要に応じて適切な追加対策を講じる計画としているが、計画地内における緑全体の維持管理の方法についても具体的に記述すること。

【緑】

7 緑に囲まれたポケットパークを設置する計画としていることから、ポケットパークの位置及び樹種について具体的に記述し、図示すること。

【緑】

8 既存樹をオリンピックスタジアムの緑化樹として活用するとともに、新たに植栽する樹種は明治神宮内外苑に多く見られる在来種を中心とした植栽計画としていることから、その内容を移植計画とあわせて具体的に示すこと。

【緑】

9 植栽計画を拡充する計画としていることから、この計画について明らかにするとともに必要に応じて予測・評価すること。

[アメニティ・文化（景観）共通]

審 議 資 料

項目：生活環境（騒音・振動）

担当：山本委員

意 見

【騒音・振動】

- 1 現地調査結果の詳細、建設機械の稼働台数、工事中交通量等の数値、予測式の詳細等、予測の基礎となる条件、算出過程等を明らかにすること。

[主要環境（大気等）共通]

【騒音・振動】

- 2 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音は勧告基準を下回るとしているが、計画地近傍には多くの住宅、教育施設、福祉施設、医療機関等の環境上配慮すべき施設が存在していることから、建設作業における騒音のより一層の低減に努めること。

【騒音・振動】

- 3 建設機械の稼働に伴う建設作業振動は勧告基準を下回るとしているが、計画地近傍の住宅の構造によっては建屋増幅があることも懸念されるため、必要に応じて、より一層の環境保全措置を検討すること。

審 議 資 料

項目：アメニティ・文化（自然との触れ合い活動の場、歩行者空間の快適性）

担当：興水委員

意 見

【自然との触れ合い活動の場】

- 1 周辺の自然との触れ合い活動の場までの利用経路が充実するとしていることから、新たに整備される緑の回廊について図示するとともに、この利用経路について、計画地内の動線計画も含めて明らかにすること。

【歩行者空間の快適性】

- 2 暑さ指数（WBGT）について、予測条件及び算出過程を明らかにすること。

【歩行者空間の快適性】

- 3 日影のない直射日光下では熱中症が全ての生活活動でおこる危険性がある「危険」レベルになると予測されていることから、歩行者空間の暑さ対策により一層努めること。

審 議 資 料

項目：温室効果ガス（温室効果ガス、エネルギー）

担当：野部委員

意 見

【温室効果ガス、エネルギー 共通】

- 1 施設等の持続的稼働における温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量については、新たな「エネルギー基本計画」（平成 26 年 4 月閣議決定）において新築建築物の省エネルギー化に関する方針が示されたことから、この趣旨に鑑み、更なる削減に努めること。

【温室効果ガス、エネルギー 共通】

- 2 施設等の持続的稼働に伴う予測においては、温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の算出過程等を明らかにすること。

【温室効果ガス】

- 3 工事の実施に当たっては、低炭素型建設機械の導入を検討する等、より一層の温室効果ガスの排出抑制に努めること。

審 議 資 料

項目：土地利用（土地利用、地域分断、移転）

担当：興水委員

意 見

【土地利用】

- 1 事業の実施に伴い計画地の土地利用は、全てスポーツ・興業施設となることから、現況と将来の土地利用状況の変化について具体的に図示すること。

【地域分断】

- 2 南側の道路（特別区道 43-660 及び特別区道 43-680）の消失する代償として、歩道状空地の設置が予定されていることから、計画地内の歩行者動線の詳細を歩道状空地へのアクセスを含め明らかにすること。

【移転】

- 3 計画地内の事務所等が隣接地へ移転する計画であることから、現況と移転先を分かりやすく図示すること。